

松戸市教育委員会会議録

平成28年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 28 年 3 月定例

開 会	平成28年3月9日(水) 14時00分	閉 会	平成28年3月9日(水) 16時09分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 3 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	山口 明	22		
3	学校教育部 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 主幹	大西 真	25		
6	” 主査	藤中 孝一	26		
7	” 主査	橋本 欣之	27		
8	” 主事	伊藤 翔	28		
9	スポーツ課 課長	田岡 等	29		
10	” 課長補佐	齋藤 健司	30		
11	” 主幹	菊地 俊一	31		
12	学務課 課長	久保木 晃一	32		
13	” 課長補佐	池田 浩二	33		
14	” 課長補佐	近松 真哉	34		
15	” 課長補佐	西郡 泰樹	35		
16	” 管理主事	佐藤 道照	36		
17	” 管理主事	西田 大助	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成28年3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第42号(継続審議)

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則
及び松戸市立高等学校管理規則の一部を
改正する規則の制定について (学務課) …… p 1

② 議案第50号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の
一部を改正する規則の制定について (学務課) …… p 7

③ 議案第51号

松戸市立学校職員服務規程の一部を
改正する訓令の制定について (学務課) …… p 10

④ 議案第52号

松戸市立小学校及び中学校管理規則の
一部を改正する規則の制定について (学務課) …… p 22

⑤ 議案第53号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課) …… p 28

⑥ 議案第54号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課) …… p 43

⑦ 議案第55号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する
規則の一部を改正する規則の制定について (教育企画課) …… p 49

(2) その他

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、5名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることいたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成28年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いします。

山田委員 はい。

教育長 ありがとうございます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、継続審議1件、議案6件となっております。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第42号（継続審査）

教育長職務代理者 それでは、よろしく願いいたします。

きょう午前中、市立高校の卒業式に行ってまいりまして、大変厳粛なセレモニーでございました。最後には退場のときに先生方にクラスのみんなから声がかかって、女子生徒が泣き出すような場面もあり、本当に緊張感あるすばらしいセレモニーでございました。

それでは、日程に従い議事を進めさせていただきます。

まず、2月定例会教育委員会会議で継続審議となりました、議案第42号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課でございます。よろしくお願いいたします。

2月の定例会議におきまして継続審議としていただきました、「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をしたいと思います。

2月の会議でご指摘をいただきましたように、松戸市立高等学校管理規則の改正条項と松戸市立松戸高等学校第1学年入学者選抜要綱の志願資格条項、ここに義務教育学校という言葉を加えるんですけれども、これにつきましては整合性が図られるべきものでございます。

市立松戸高等学校の入学者選抜要綱につきましては、千葉県教育委員会が定めます県立高校入学者選抜要綱に基づいて定めております。したがって、平成29年度の入学者選抜要綱につきましては、次年度6月ごろに県教委から要綱が示されて動き出す予定でございます。これに合わせた時期に改めてこの件につきましては提案をさせていただきたいと思っております。

一方、教育職員の勤務時間及び休暇等に関しましては、4月1日から変更の必要が生じるものであるために、本定例会議においてご審議をいただく必要がございます。したがって、2月の継続審議とさせていただきました議案第42号は取り下げさせていただきます、改めて勤務時間規則についての提案をしたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ただいま、議案第42号につきましては、担当課より取り下げたいという旨の説明がありました。

次の議案とまた関連いたしますが、大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ご理解いただければ、特にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第42号については、取り下げること了承

いたしました。

◎議案第50号

教育長職務代理者 続きまして、議案第50号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明を学務課長、お願いします。

学務課長 よろしくお願いいいたします。

議案第50号、学校教育法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に基づきまして、学校教育法の一部が平成28年4月1日より改正施行され、第1章の総則第1条で規定する学校種に義務教育学校が加筆されますことに伴って制定します本市の「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

添付資料の9ページ、教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の新旧対照表をごらんください。

同規則では、第4条の10第2項(2)におきまして、学校教育法第1条の規定に基づいて必要な事項を定めておりましたので、同法の改正に照らしまして、第4条の10第2項(2)の条文、その中の「小学校」の次に「又は義務教育学就学」等の義務教育を加え、また、別表9、第20項の条文の中の、またこれも「小学校」の後に「若しくは義務教育学校就学の」と変更するものでございます。

以上、上位法の一部改正に伴う、本市規則の一部改正についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

教育長職務代理者 議案第50号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

前回、大体説明もあり、問題点について持ち越した結果、必要最低限といえますか、松戸市に義務教育学校があるなしでなくて、そういった状況になったら文言上整理する必要があるという趣旨だろうというふうに、前回の議論も記憶しているところであります。

松田委員、お願いします。

松田委員 同じようなことですが、1つだけ説明をお願いいたします。

この趣旨はよくわかりますけれども、特別支援学校が入らないのはなぜなのかということをご説明いただければと思います。

教育長職務代理人 学務課長よろしいですか。

学務課長 小学校等というふうに自分は拡大解釈しておった中で、小学校に含まれているのかなと思っていましたけれども、ご指摘いただいたとおり、特別支援学校という文言も入る必要があるのかなと確認をさせていただきたいと思います。もう一度調べさせていただければありがたいなと思います。

教育長職務代理人 松田委員。

松田委員 質問の趣旨を申し上げたいと思います。

この場合、職員の中には、お子様が特別支援学校に入学する職員もいらっしゃると思いますので、それが該当するのかもしれないのかという問題があります。私も調べてみましたが、特別支援学校も就学義務を果たすというようなことで、小学校と義務教育学校と特別支援学校という3つが就学義務を果たす学校になっていました。ところが、市町村教委が学校を指定するに当たっては、小学校、それから義務教育学校と、こういう2つの学校種になっていまして、特別支援学校はそこにのっていないわけです。ですので、なくてもいいのかもしれないけれども、どのように解釈するのか、統一した見解を持っていなければいけないだろうと、こういうことで質問をさせていただきました。

教育長職務代理人 学校の種類というのは学校教育法の中の先頭の条文にある、その中に特別支援学校というのは小学校とは別立てであり、今、おっしゃった小学校、義務教育学校ともう1つ特別支援学校もその就学ということの対象に入っているのです、文言の次元を整理するならば、その学校教育法の変更に伴うのであれば、それはもとより、それでは入っていなかったのが少し言葉が足りなかったのかなというところも含めて、確認をとということでしょうかね。

松田委員 はい。

教育長職務代理人 どうでしょうか、学務課長。

学務課長、お願いします。

学務課長 たびたびで申しわけないんですけども、もう一度確認をさせていただいて、文言を整理させていただけるとありがたいなと思います。

教育長職務代理人 これ、きょうのうちに一定の方向が必要でしょうか。

学校教育部長 急ぎですね。

学務課長 であれば、ほかの今、ものを一部手元にある資料で確認しましたところ、特別支援学校が入っているものがございましたので、加えさせていただけるとありがたいなと思います。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 学校教育法の38条のところは私は気になっているんですけども、市町村教育委員会は就学させるに必要な小学校を設置しなければならない、ただし、義務教育学校の設置をもってこれにかえることができるですとか、あるいは、市町村が就学すべき就学校として、小学校と義務教育学校があるという規定があります。これをどう解釈するのか、就学義務を果たすのは3校種なんですけれども、市町村教委が就学すべき就学校というのは2校と示されている、この辺のことを踏まえてご検討いただく必要があるかなと思っています。

教育長職務代理者 学務課長、先ほど、追加をとというお言葉ありましたが、正式の訂正としますか。それとも、きょう、これ、まだほかにもいろいろ議案ございますが、検討といいますか、調整、調査等をその間にさせていただいて、改めて議決をするということにいたしましょうか。その一、二時間のところでどうなるかというところではありますが。ちょっと、文言でするので、正確を期したいと思いますので、余り性急に議決をとるのはいかがかなという感じしますけれども、いかがでしょうか。

学校教育部長。

学校教育部長 ちょっと確認させていただきますけれども、義務教育学校が入ってくるまでも小学校だけだったわけです。それで、多分、特別支援学校も含まれた解釈でずっと運用してきたと思うんですね。新たに特別支援学校が加わったわけじゃありませんので、なので、ちょっとそのところは確認しないと、多分、これでいけるんだと思っているんだらうと思うんだけれども、確認はさせていただきたいと思います。

今日はちょっと、もう一度、修正提案をさせていただかないと、4月1日間に合うんでしょうか。ちょっとほかのところに確認して。

教育長職務代理者 余りこういうのを臨時に持ち越すのもいかがかなと思うので。

教育長 今日中にきちんと結果を出すようにしましょう。似たような文言の使い方で、たしか、特別支援も入れているのが先日あったような気がするので、その辺を確認して。

学校教育部長 この松戸のお子さんに関することと保護者、教職員の子供に対することでしょう。なので、確認をさせていただいて。

教育長職務代理者 企画課長が今、いらっしやらないので、ちょっと議事進行についてご相談

をします。

戻られまして、この間、何分かの間に結論が出ればですが、もしよろしければ、この質疑及び討論の今、最中でございますので、ここで一旦この議案、中断させていただいて、適切なところでまた上程をするというようなことで、一旦中断をするということで、学務課長、お願いします。

学務課長 これまでもご審議いただきました条文の改正の文言の改正の中で、松戸市学童災害共済条例等の一部を改正する条例のものと、それから、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正につきましても、義務教育学校または特別支援学校の小学部というような言葉もございますので、そのところは同じように含めて考えてよろしいかと思えます。訂正をお願いしたいと思えます。

教育長職務代理者 訂正をするんですか。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 訂正をする、そうすると文言を正確に言いましょう。

学務課長 失礼しました。「小学校又は義務教育学校」のその後に、または特別支援学校の小学部、それから下のほうも、「若しくは義務教育学校」のその後に、または特別支援学校の小学部、という言葉を加えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

教育長職務代理者 「または」とか「もしくは」の使い方がある程度、統一される、重ねて使うのは余り条文のつくり方としてないと思えます。

どうでしょうか。そこについては、教育長に細かい文言の調整は一任をさせていただくということで。

松田委員 そのようにお願いします。

教育長職務代理者 特別支援学校の小学部を入れるという、さっきまたは中学部とおっしゃったのは。

教育長 それは違う。

教育長職務代理者 それは要らないんですね。それでは、改正案のほうの上段部分と、それから下の囲みの中、いずれも特別支援学校の小学部というのをこの文言に追記するというのでしょうか。これは大丈夫ですか。考え方によっては、この小学校または義務教育学校の就学の始期に達するという言い方ですから、学校の種別を明確にその子がどの学校に入るかということよりも、その始期に達するという意味では、そういう読み方もできてしまうんです。

ですから、ただ、全体の統一性をとるという意味で、今、ほかのものも入れているからこれも入れるということだったんですが、それでいいですか。最終的にちょっと整合を、先ほどの例にとられたやつと同じような言い方をこれ、されていますか。先ほどの例のとられたのも、この始期に達するという言い方ですか。

学務課長 そうです。

教育長職務代理者 同じですか。

学務課長 同じ……

教育長職務代理者 じゃ、そこで同じように言っている。

今の訂正のとおりということでございますね。ごめんなさい、順番はどちらが先なんです。たっけ。小学校と。

学務課長 小学校、義務教育学校または特別支援学校の小学部。

教育長職務代理者 義務教育学校とあと、特別支援学校の小学部。

それでは、議案の訂正がございました。改正案のほう（２）当該請求に係る子が小学校、義務教育学校または特別支援学校の小学部就学の始期に達した場合と、下のほうも同様に変更するということでございます。

訂正を前提といたしまして、そのほか、質疑ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

議案第50号につきましては、今ほどの訂正を踏まえまして、訂正案のとおり決定するということにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第50号は訂正をいたしました訂正案どおり決定をいたしました。

◎議案第51号

教育長職務代理者 次に、議案第51号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 よろしくお願いいたします。

議案第51号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明をさせていただきます。

資料10ページをごらんください。

本件につきましては、法律、県の条例、規則等が新たに制定されたり改正されたりしましたことにより、本市市立小学校に勤務する県費負担教職員の服務に関し必要な事項を定めた松戸市立学校職員服務規程を改正する必要性が生じたために、提案をさせていただくものでございます。

20ページ、21ページの新旧対照表をごらんください。

改正点は、大きく4点でございます。

1点目は、第7条の2第2項でございます。これは県の職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正されたことに伴いまして、参照する条項が変更したところによる改正でございます。

2点目は、新たに配偶者同行休業を第10条の8として加えるものでございます。配偶者同行休業制度は、平成26年2月に地方公務員法の一部が改正され、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するために創設されたものでございます。千葉県においてもこの制度を導入するため、職員の配偶者同行休業に関する条例が制定され、26年10月より施行されております。これを受けて、本規定に承認を受けようとする場合の手続等について定めるものでございます。

3点目は、第12条におきまして、本市の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の年と番号をただすものでございます。

4点目は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行によりまして、千葉県教育委員会処務規程及び県立学校職員服務規程が改正されたことにあわせ、新たに消防団員との兼業について規定を第16条の2として加えるものでございます。文中の第14号様式の2は18ページに掲載してございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ご説明は以上でございます。

質疑及び討論に移ります。

ご質問。

市場委員、お願いします。

市場委員 幾つか基本的なことを教えてください。

休業というのは、休業している間の、例えば、お給料の話だとか、復帰した後の身分だとか、そういうものがどういうふうになっているのか教えていただきたいということが1つと、あとはこの復帰後5年以上継続して勤務する意思があることを確認するという、確認書をとるということになっていますけれども、こういうのをとるとするのは、ここに規則にあるからそういう規則をつくっているということだと思えますけれども、それはそういう規則をつくること自体がそもそも適切と考えられていることなのかどうかということをちょっと教えてください。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まず1点目の給与につきましては、これは無償でございます。身分だけ保証されるということでございます。ですから、戻ってまいりましても、教員で行けば教員でまた戻るとのことです。

5年以上の勤務を必要とするということに関しましては、これは申しわけございません、県のほうのそのまま受けておりますので、この場で私が適切であるとか、適切でないとかという判断というか……

市場委員 それは、一般的には適切だと考えられているという解釈でいいわけですね。

学務課長 恐らく、はい。

市場委員 県は少なくともそう考えていると。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 単なる確認です。ここで松戸市立学校職員とありますが、これは県費負担を対象としているということよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 県費負担の教職員を対象にしております。

以上でございます。

松田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 これは条文、実際、変わるのは、この10の8、配偶者同行休業と、消防団員というのも今までなかったということですか。16条の2ですね。条文がふえたところにつ

いては、新たな制度ということであると。

市場委員。

市場委員 その消防団についても、つくったということの理由というか、あと、わざわざこの消防団という記載をしているのは、消防団というのは、一応、出動費とかが出ることがある役目なんだと思いますけれども、それゆえに、公務員である方が、別から、ほかのところから給料をもらうということについて、わざわざこういうものをつくったという意味でよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。マイクの前で、はい、はいとおっしゃっていましたが。

学務課長 そのとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 この16条の2についていうと、25年に法律ができたんですね。消防団を中核とした地域防災力の充実強化と、それに呼応するものということだと。

いかがでしょうか。ほか、いかがですか。よろしければ。伊藤委員が、まだ何かありそうに読んでいらっしゃるんで、よろしければ。

伊藤委員 この配偶者同行休業という言葉自体はあまりなじみがなくて、私も初めて聞いたんですけれども、これはいつから認められたんですか。26条の6というのは、今まではなかったものが新しくできたものですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 今までなかったものが、平成26年10月より県のほうで条例制定されまして、施行された。

伊藤委員 それ以前はどういう扱いだったんでしょうか。

学務課長 それは、この制度はございませんでしたので……

教育長職務代理者 やめていくかどうかということですか。

学務課長 やめていかれるか、はい。

伊藤委員 もし、ご一緒に行かれる場合は、もう完全にやめてしまう。

学務課長 そうですね、はい。

伊藤委員 あるいはやめられなければ、もう別居状態。

学務課長 そうです、そのまま残られて、そうですね。

伊藤委員 平成26年までそうだったんですか。

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 海外赴任の経験の長い伊藤委員にしてみれば、なぜこれがなかったのかと

いう。

伊藤委員 海外には日本人学校なんかはずっとあったわけですからね。だから、今までこれになかったというのが、私も現場で非常にそういうことになっていたということを知らなかったんで申しわけなかったんですけども、非常に遅れていましたね。

教育長職務代理者 向こうの学校の先生は、日本人学校の先生は。

教育長 遅れていたり、矛盾していたりしてました。

伊藤委員 やっと平成26年、本当に2年ほど前からということですか。

教育長職務代理者 教育長、どうぞ。

教育長 私も部下の2名が退職しなければならなかったということがありました。

教育長職務代理者 そういった社会の要請というか、逆に言うと、公平感が、そのほうがあるというようなことに、時代がどんどん進んできたということだと、追いついたと。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ほか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第52号

教育長職務代理者 続きまして、議案第52号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

学務課長。

学務課長 よろしく申し上げます。

続きまして、議案の第52号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

資料の22ページをごらんください。

本件につきましては、法律、また県の条例規則等が新たに制定されたり改正されたりすることにより、本市市立小学校及び中学校の管理運営に関して必要な事項を定めた松戸市立小学校及び中学校の管理規則を改正する必要があるために提案させていただくものでございます。

26ページ、27ページの新旧対照表をごらんください。

改正点につきましては、大きく3点でございます。

1点目は、第4条、県費負担の事務職員等の職及び職務についてでございますが、まず県の職員の職制の変更に伴い、主査を加えて、主任主事を削除いたしました。また、第2項に学校事務の共同実施についての規定を追加いたしました。

2点目は、第41条の第2項で、出勤簿への記載事項に、先ほどご審議をいただきました服務規程、松戸市の松戸市立学校職員の服務規程で、自己啓発休業、それから、先ほどご承認いただきました配偶者同行休業、これを加えるものでございます。

3点目は、第49条で、表簿及び公文書の保存年限で、学校沿革誌及び卒業証書授与台帳の保存期間をこれまでの永年から30年に変更するものでございます。これは、千葉県教育委員会行政文書管理規則が一部改正され、行政文書の保存期間が最長で30年となったこと、また、松戸市公文書管理規則におきましても、保存期間の最長が30年となっていることを踏まえてのものでございます。なお、資料の24ページの組織編成報告書につきましては、規則の変更に伴いまして、Hの欄から主任主事を削除して主査を加えて、Jの欄に自己啓発休業と配偶者同行休業を加えるものとなっております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第52条につきましては、ご説明、このとおりでございます。

それでは、質疑及び討論に入ります。

ご質問。

松田委員、お願いします。

松田委員 お願いします。

49条の表の永年から30年になるというようなものなんです、そうしますと、卒業生台帳のようなものが全くなくなってくるわけですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 30年、例えば、校長は処分することができるということでございますので、必ずし

も処分しなさいということではないと思いますが。

以上でございます。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 少なくとも、現状においては、義務教育を終了したということが、社会に出る一つの条件になっている現状があると思うんですね。また、義務教育を出ていない方には、夜間中学とかそういうもので整備を図っていこうと、こういった流れも感じられます。もし、中学校の卒業生台帳が消えてしまうと、その辺をどう判断していいのかということになりますが、それについて何か方針のようなものがありましたらお聞かせいただきたい。

教育長職務代理者 この改正の意図といたしますか、上位というか、県等の整合を図るといふことはそうなんだけれども、実質的にちょっと不利益というか、不具合が生じるのではないかとこのところに関してお考えがあれば。先ほど、することができるのであって、必ずしもそうするとは限らないというお話はありましたけれども。ちょっと違う次元のご質問かと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育部長。

学校教育部長 我々も議論したことがあります。逆の言い方をすると、永年というのはどのぐらいなのかということも議論に出てきます。沿革誌等では、30年あれば叙勲などは対応できるだろうという話は出ました。もう1つ、卒業認定的な部分を確認する上で30年というのはどうかという話が出ました。松戸や県で30年というのがどういう意図から出てきたのか、もう少し確認してみる必要があると思います。とりあえず、その30年とする中で、考えていきたいと思いますが、どうでしょうか。

教育長職務代理者 運用上の懸念を松田委員はおっしゃっているということですので、運用上、記録ありませんということが非常にちょっと不合理な結果になりはしないかということで、今は本当、ITの時代で、逆にこういう資料はいろんな保存の仕方があると思うので、こういう文書の保存期間というものを議論すること自体、非常に少し奇異な感じもしないではありませんが、今、30年についてはご意見ありました。

そのほか、いかがでしょうか。30年でも結構です。

市場委員。

市場委員 ごめんなさい。そもそも保存義務は学校にあるんですか。

学校教育部長 学校でございます。

市場委員 教育委員会じゃなくて学校にあるんですね。

学校教育部長 はい。学校でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、学校が閉校になったり合併したような場合は、残った学校のほうにそれが移るといふ、移って保存されるという。

学校教育部長 はい。そういうケースもございますし、廃校の場合は教育委員会でやっているというケースもございます。基本的には統合した先で預かることになります。

教育長職務代理者 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 永年から30年に今回変えられるというのは、説明を聞き逃したかもしれませんがけれども、何か全体の方針があつてそれに従うということなんですか、それとも松戸が独自にこれを今回こういうふうにしよつたということでしたのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 それにつきましては、先ほども申し上げましたように、特にこういう理由があつてという意図があるわけでは、これといったものはないんですけれども、千葉県の教育委員会の行政文書管理規則の一部が改正され、永年が30年になつたと

伊藤委員 じゃ、県のほうの方針としても変わったわけですね。

学務課長 はい。

伊藤委員 そうすると、もし松戸が残すと何か問題、起こりますか。

学務課長 それは、市によってはまだ永年というところもございますし、30年というところもございませう。

伊藤委員 別にそれを県が30年に変えたんだから、松戸市が30年に変えないことによつて、何か怒られるとか、叱責を受けると。

学務課長 それはございませう。ただ、先ほども申し上げましたけれども、松戸市の公文書の管理規則も最長が保存年限30年となっておりますので、そのことも考えてのことでございます。

伊藤委員 あともう1つ、こういうときには、やっぱり現場の声というか、こんなのいつまでももう持っているとお変だと、やっぱりこれ、永年ではなくて、30年とか、あるいは適当な年限を切つてもらいたいという、そういう声はあるんですか。つまり、今回30年にすることによつて、もうみんな処分してしまうのかとか、そういうような現場の雰囲気はどうなんですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 その点につきましては、申しわけありません、アンケートというか、そういう意図は、現在のところ、確認はしてございません。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 私の知っているところでは、永年であっても、紙ベースで保管しています。それで、紙を上等なものにしてくれという要望が出されたケースもございます。

教育長職務代理者 紙の保管状態がもうもたないと。

学校教育部長 はい。昭和30年の後半あたりで何回か紙の改正をして、大分変わってきたようです。今では特殊の紙を使っているようです。

教育長職務代理者 もう既に百数十年たっている学校も松戸市内では。

学校教育部長 小学校ではあります。

教育長職務代理者 きょうの市立松戸高校は1万5,000名になんなんとするとおっしゃってましたね、卒業生が。39回目ですから、40年間の歴史で1万5,000名の卒業生とおっしゃってました。そういった現場の状況もある程度あると。

学校教育部長 学籍であれば20年、それ以降の確認となると卒業生台帳だけになります。時々、年配の方が、この学校にいたんだけどもというケースがありますが、卒業証明書等を出すような機会は、あんまりないだろうという考えからあるのかなと思います。30年というのは。

教育長職務代理者 子供にとってみると、例えば12歳の子供が30年たつと42歳で、まだまだ何があるかということもあるので、非常にほかの行政文書とのつり合いからいくと、少しちょっと違和感があるなというのがこの場の意見のようです。

30年に集中しておりますが、それ以外、よろしいですか。

私から質問ですけれども、共同実施というのは、これは何か学校間のあるいは学校をまたぐ事務のと理解していいですか。

学務課長、お願いします。

学務課長 共同実施につきましては、複数の学校で事務の正確性というか、効率性というか、共同実施組織をつくりまして、事務機能の強化と運営に関する支援というんでしょうか、それを行い、学校教育の充実に資することを目的としているということで、現在、本市では中学校区、2つの中学校区の中学校と小学校、ですから、1つのグループが大体、小中6校から7校になるんでしょうか。それで、お互いに帳簿を点検したりですとか、あるいは事務のところで手伝いが必要なところで手伝いに、簡単に言えば行ってみるですとか、そういうことをグループで行っているということでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 具体的に動いていることを、逆に言うと、追認的、追認したというようなことに近いのでしょうか。

その指示は教育委員会が行うということになるということなのかと。

市場委員、お願いします。

市場委員 主査という役職ができたということだと思いますけれども、事務長と主査というのは、1つの学校では事務長もいるし、主査もいるという意味なのか、事務長または主査がいるという意味なのか、あと、その自己啓発休業というものができたと、そういう枠ができたという話なんですけれども、それは普通の休暇とはまた別に扱うという意味なんのでしょうか。

教育長職務代理者 2点。学務課長よろしいのでしょうか。お願いいたします。

学務課長 まず、事務職は学校に基本1人でございますので、事務長という職制の者がいる学校もありますし、主査という職制の事務職員がいる学校もありますし、主事がいる学校もございます。

それから、自己啓発休業につきましては、これも自分で研修をするために、簡単に言えば休むことができるというような制度で。

市場委員 それは、休暇とはまた違う扱いということですか。

学務課長 はい、違います。これも無給でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

市場委員 休暇と扱いとしてどう違うんですか。休暇に含めないということなんですか。

学務課長 休暇といいますと、給料をいただきながらの休みという、こちらのほうは給料なしで、無給で自分の研修のために休みをいただいて勉強してもいいですよというような、簡単に言えば、そういう制度でございます。

市場委員 すみません、ありがとうございました。

教育長職務代理者 この休業制度というのは、別の法律とか条例か何かで根拠があるわけですね。自己啓発休業という。その言葉をこちらにも反映したという理解でしょうか。

教育企画課長 先ほどの配偶者同行休業と。

教育長職務代理者 同じ系列にあると、次元にあると。はい、ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 今のこの自己啓発等の休業というのも、5年以上の継続の勤務の意思を示してという確認書みたいなものをとられるんですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 それは特には。

教育長職務代理者 ごめんなさい。質問をもう一度お願いできますか。武田委員。

武田委員 聞きたかったのは、自己啓発等の休業といっても、ちょっと範囲が広過ぎて、どの年月ぐらいまでが許されているのか結構疑問だと思うんですよ。この配偶者同行休業のときは5年以上の継続をする意思を確認書をとってというような形があったので、そういったものがあるのかなという疑問を聞いてみたかった。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 戻って5年という縛りはございません。その期間ですけれども、大学等における就学のための休業は2年、特に必要な場合には3年まで認められると、それから国際貢献等で休業したいという場合には、これも3年認められるというようなことが。

武田委員 おおむね3年ということを決まっているというふうに捉えていいですか。

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

教育長、どうぞ。

教育長 先ほどの永年と30年の件は、やはり運用については、もう少しこっちで議論を深めて、また改めてというほうがいいと思います。小金小勤務時代は、あそこは百三十何年なのですが、最初からきちっとあるんですよ。やっぱりそういうのは寺の過去帳じゃないですけども、やはりあの地域のいろんな文化を知る意味では重要な資料になっています。そういう意味から学校の文化というのはほかの一般行政とは違う部分があるので、その辺はまた議論をお願いします。

教育長職務代理者 そうですね。

よく、テレビ番組で恐縮ですが、ファミリーヒストリーなんて夜中やっているやつ、過去をずっとたどるということも後の世代の方がやるかもしれませんので、どういう偉人がそこから名を成す方がいらっしゃるかもわかりませんし、そういった意味での運用上のことは、横並びでこの条文を整理するのは少しちょっと違った次元での運用を留意していただきたいというご意見、また教育長からはそうしたいというご意見がございました。

それを踏まえてということなんでしょうか。その30年については、ここで独自の扱いをするというわけにもいかないのかなということでご提案のとおりかというふうに思いますが、伊藤委員、いいですかね。30年という文言はこのまま。

伊藤委員 にするけれども、実際の運用はもう少し長くというか、永年のつもりでちゃんとやってくれとか。

やっぱり30年と書いてしまう以上、もう30年でいいんだなということで、じゃ、順番に処分していこうという雰囲気にはなりませんよね。

教育長 いや、現状はそうでもないです。なかなかやっぱりそれぞれ重要な文書ですので、松田委員からもあったように、この2種類については、なかなか逆に処分しようと思っても処分しづらいという。

伊藤委員 だったら、なぜ30年にするんでしょうか。

教育長 それはもうさっきあったように、上位法がこうなってきたからだけのことであって。

武田委員 ちょっと腑に落ちないですね。

教育長職務代理者 さっき学校教育部長からは、保存状態が紙が大変まずいということで、戦前の文書なんかは、もう紙がもたないというようなこともあると思うんです。

伊藤委員 あと、インクが消えちゃうというのもあるでしょうね。

教育長職務代理者 インクも消えちゃうかもしれませんね。そういったことで、何とかしたいということで、紙を変えてきたということはある。分量として、もうこれは入り切らないとかというほど大きなものでもないような気はするんですけれども、そういったことで30年というのをここで承認する方向で、今のところですが、松田委員、どうですか。

松田委員 難しい。今頭の中で考えていたんですけれども、大変な大きい問題ではないかと実は思っています。できたら継続して協議をお願いできればと思います。本当に永年としたら上位法に違反しますか。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 県の文書規程、松戸市は松戸市の文書規程があります。要するに、これが文書としての扱いを受けるかどうかという議論もあると思います。それに基づき、文書規程をつくっていかねばならないと考えます。ただ、一般的な文書では、県が30年、松戸市においても30年というわけですので、それに合わせて考えております。今、ご指摘していただいた部分については、もう少し審議をしたほうがよいのかなとは思っていますので、よろしく願いします。

市場委員 学校で保存されている長期保存されている文書というのは、基本的にこの2つだと思っいいんですか。

教育長職務代理者 何かここに「(略)」と出ているんで、ほかにもあるんでしょうね。

学校教育部長 ほかにもあります。

市場委員 永年となっているのは……

学校教育部長 決められたものがございます。永年は2つだけです。沿革誌というのと卒業台帳です。

教育長職務代理者 一律の扱いをしてしまうことに非常に何となくちゅうちょを覚えているというご意見があり、慎重に運用しようかという教育長のご意見もありました。

武田委員はいかがですか。

武田委員 やはりちょっと不安が残りますね。なくなってしまうということよりも、何か対策ってできるような気もしますよね。

教育長職務代理者 松田委員、お願いします。

松田委員 学校沿革誌にしても、卒業証書授与台帳にしても、全国に目を向けると、実はないところがあるんですね。さまざまな人権問題とか、出自の問題ですとか、そういったことが差別につながってしまうというような危惧を抱いているところもあります。それが記録として残っているということはずっと引きずってしまうという、そういう問題もあることはあるので、恐らくこういう問題が出てきたのかなと思います。一方で、生き方・キャリアの原簿になってくるものでもあるので、そう簡単に結論を出さなくてもいいのではないのでしょうか。延ばせるのであれば延ばして検討したほうがいいのではないかという気がいたします。

教育長職務代理者 背景の一端を違った側面をご紹介いただきました。確かにそういう面もあるということですね。記録が残ることによる不利益、不利益というのか、希望に沿わないこともあり得るといった話が背景もなくはない。

武田委員。

武田委員 先ほど、山田委員が、例えば12歳で出て、30年というと42歳とって、いわゆる就学とか就職、そういう普通のタイミングで考えると、早いとか遅いとか時期尚早とか、いろんな考え方あると思いますが、大体、さかのぼって見るといったときに、よく美術史なんかであるのは、後から発掘された作家を振り返ってその人の系譜を、過去をもう一度確認するみたいなきって、100年単位とか普通にある話で、非常になるほどと、そこで腑に落ちるような史実につながる事って結構あるんですね。そこでどういう方とご縁があったとかということが発見されたりとか。なので、何か、30年がデータの保管期間としてって長いというところにまず単純な疑問がありますね。

教育長職務代理者 これ、幾つかある中の、特に保管期間のところ以外について、ほぼ疑問点

は解消されたというふうに考えられるというふうに思います。

この30年というところについては、決めてしまえばそうしてよいわけで、要は廃棄というんですか、もう保管をしなくてよいことになるということに関して、運用上気をつけましょうでいいのか、ルールがそう変わればそうなるので、やはりそこはルールは変えるべきでないということなのかということだろうと思います。

学務課長、これは提案側とすると、このとおりというご提案ですね。ここだけを特別扱いというふうに、松戸市のほかの保管に関するこういう規程と異なるというのは、担当課とすると。

何でしょうか。それとも何とかなるんでしょうか。皆さんの希望は、ここを一律しなくていいんじゃないかというご意見ありますが、そういう行政的なことが可能なかどうかというのも。

学務課長。

学務課長 その今話題になっている2つのことだけ別に考えるということも可能だと思いますので、卒業生台帳と沿革誌ですか。

教育長職務代理者 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 やっぱり、今回県のほうでそういう整理をされたということで、それに合わせるというのは一つの考え方だと思いますけれども、あえて、やっぱりこれ慌ててやる必要は全然ないと思います。したがってもう少し現場のご意見も聞いてみたり、実態をちょっと調べていただいて、要は全体としてはそんなに大きな問題がないというのであれば、特に台帳もそうですけれども、沿革誌なんていうのは、本当にこれ、やっぱり100年前のことでも知りたいということは十分あるわけで、何らかの別の形で残されるんでしょうけれども、もともとの原本というのはやっぱりそれを見たいという人も相当いると思いますので、もう少しちょっと調べていただいて、基本的には問題ないと、現場の声も踏まえて、やっぱりこのほうが、30年に変えたほうが良いということであれば、またもう一度ご提案をいただくという形にしてもいいんじゃないのかなとは思いますが。

教育長職務代理者 この部分だけね。

伊藤委員 はい。

教育長職務代理者 今、担当課からも、そこは譲ってもというか、お話もありました。そうしますと、例えば、ちょっと整理をしますと、きょうの52号の議案の議案書表紙はいいんですけれども、その後の規則をこう変えるというところの2の下の「49条の表中」というところ

をここ以下。

松田委員 もう1つ質問いいですか。

教育長職務代理者 質問を。松田委員。

松田委員 これは小中学校の管理規則ですので、校長に教育委員会が管理を委ねている部分ということになってくるわけです。ですから、学校で保管するのは30年として、これを過ぎたら、博物館のような資料保管庫に移管するというようなことは可能なのかどうか教えてください。

教育長職務代理者 そういう場所があるかどうかというところでも結構ですが、お答えありますか。

学務課長。

学務課長 保管場所、物理的に厳しいものはやっぱりあるだろうとは思いますが。

教育長職務代理者 学校以上に広いところはないと。

学務課長 ええ。もう64校のそういうものを集めて保管しておくような場所は、現在のところ、旧古ヶ崎南小学校ですとか、教室を使わせていただいていますけれども、それでももういっぱいになっているような状況でございますので、なかなか厳しいものがあるかと思えます。以上でございます。

教育長職務代理者 特に検索可能な状態で置いておくということに関しては、もう本当に図書館的な機能が求められるし、ただ、公開情報ではないでしょうしなかなか難しいところも。今、こういう折衷案がないかというご提案だったと思います。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 ただいまの議論をお伺いしております、市長部局のほうといたしますか、松戸市全体はどうなっているかということをお伺いして、調べておいたんですけども、松戸市の公文書管理規則というのがございます。その保存年限も一番長いのは30年です。これも私の記憶ですけども、かつては永年でしたけれども、もう10年以上前に永年というのが廃止になって、30年保存になっています。

先ほど、教育長も、例えば小金小のときに、非常に100年以上たったような古い文書といったほうがいいのか、文書というのがあるって、非常に歴史的な価値があるかもしれないという部分もあります。それで、これは松戸市の現状なんですけれども、まだ、こういう保存年限を過ぎたような文書であるとか、あとはすごく歴史的に価値があるような文書をどうやって保存していくかということが、まだちょっと確立していない部分があります。例えば、千

葉県でしたら千葉県公文書館というのがあって、そういう恐らく保存年限を過ぎたもので歴史的な価値のあるものに関して、例えば公文書館のほうに移管して保管をするというようなことを取り扱いをしていると思うんですけども、千葉県のような都道府県レベルの大きな組織になるとそういうのがあるんだろうなと思うんですが、松戸市のような基礎自治体でそこまでやっているところがあるかどうかというのは、ちょっとほかの例ではわかりませんし、そういう保存年限を過ぎて歴史的な価値のあるようなものであるとかのものを取り扱いをどうするかというのは、公文書管理のあり方も含めての課題であるんだろうなと思っています。

ただ、じゃ、松戸市の公文書の中で、そんなすごく歴史的な価値があるものがあるか、というところちょっと疑問なところもあります。例えば、国でいえば、例えば外交文書であるとか、その文書が作成された当時はトップシークレットだったものかもしれませんが、50年、何十年たって、50年、60年たって公開をするみたいな、そういうこともやっている、これは日本、アメリカ、諸外国ではそういう例もあるかと思うんですが、ちょっとまだ松戸市レベルのような基礎自治体では、ちょっとそこまではいっていないというのが現状です。

なので、ちょっとまとまらないんですけども、そういう保存年限を過ぎた文書をどのように保管していくというのは、運用面、あるいは新たな制度を設けるかという意味での一つの課題であるなというふうには思っています。

市場委員 松戸市では実際30年を過ぎたものは基本的に廃棄されているんですか。市のほうでは。

教育企画課長 先ほど、30年を過ぎたものは処分することができるということになっておりますので、処分をしていると思います。ただ、処分するに当たっては、一応、確か文書担当課、総務部の総務課だと思いますが、そこに、どんなものを廃棄します、処分しましたよというのをきちんと届け出るようになっているはずです。

教育長職務代理者 運用上の課題であるというご発言ですね。30年とした上で、実際にどう廃棄しているのか、松戸市のほうでは、実際廃棄もしているんでしょうし、その後の保管をどうできるかというのは、基礎自治体ではなかなかほかには恐らく例はないだろうというところですね。

戸籍なんかは70年かな。閉鎖した後、70年か何かでなくなるんですよ。住民票は引越しすると5年でなくなるんですよ。肝心なとき、証明書とろうと思うととれない。結構苦労するんですけども。なくしちゃうんだったら、もうちょっと何とかとっておけばいいのにとこののを私も仕事柄、年中思っているんですが、今のご説明もありました。

決めてしまえば、これはルールがそうなりますから廃棄をする根拠になりますので、どうでしょうか、もし、可能なのであれば、ここについては、この場でこの部分を外させていただいて、その他について決をとるということで、永年のまま残して、運用上の不具合を調査をしていただくというようなこと、もしくはこのまま継続して来月、次回に送るかどうかというところですが、どうでしょうか。

学務課長。

学務課長 来月という、1カ月というスパンではなくて、もう少し期間を、時間をいただければと思います。改めて、そのときにご提案をさせていただければと、その部分だけです。

全部じゃなくて、卒業生台帳。

教育長職務代理者 30年のところですね。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 わかりました。

それでは、慎重なご意見、懸念もいろいろな側面からいただきましたので、先ほど、ちょっと説明をしかけましたが、23ページの下49条の表中というところから、四角、永年、30年に改めるというところですね。そこを削除。この下の第9号様式はこれはいいいんですよね。自己啓発休業とかのところですから、このまま。それと、あとは26ページのところがそれに呼応して、49条のところはここに表記しないということになるかと思います。27ページはそのまま。

学校教育部長 改めて、修正提案という形をお願いします。49条の永年を30年に変える部分については、とりあえずそのまま変えないで、永年のままで、その部分だけを修正提案という形でご確認下さい。引き続き、情報を提供いたしますので、ご審議を続けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご提案の訂正ということで、そのように取り扱いたいと思います。

訂正の部分につきましては、よろしいですか。大丈夫ですか。

学務課長、大丈夫ですか。誤解のないようにもう一度整理していただきましょうか。

学務課長 そうしましたら、23ページ、一部を改正する規則の49条表中のというところ、永年、ここを30年に改めるという部分と、それから26ページ、新旧対照表につきましては、第49条以下、この部分については削除をしてということで確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これは一部を改正する規則ですから、外してしまえばそこは改正しないと読めばよろしいですね。はい、わかりました。じゃ、訂正をさせていただきます。

さて、そのほか、よろしいでしょうか。ご意見、ご質問。

なければ、議案第52号を採決いたします。

議案第52号につきましては、今ほど、学務課長のご説明のとおり、修正をいたしまして決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、ご説明のとおり決定をすることといたします。
ありがとうございました。

◎議案第53号

教育長職務代理者 続きまして、議案第53号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長お願いします。

学務課長 議案の第53号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明をいたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり学校職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で、他の模範とするに足りる者に対して、教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うとございます。

つきましては、資料29ページに名簿がございますが、多年にわたり、校長・教頭として松戸市の教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。なお、それぞれの校長先生、教頭先生方のご功績につきましては推薦調書に記載してございますので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第53号につきましては、ただいまの説明のとおりであります。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

13名の先生方ですね。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は
終結といたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

議案第53号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第54号

教育長職務代理者 次に、議案第54号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題と
いたします。

ご説明をお願いいたします。

ちょっと入れかえですね、お待ちください。

もっと時間がかかると思われていたようで、すみません、最後、ばたばたと進んでおりま
す。

それでは、議案第54号について、進めさせていただきます。

「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 議案第54号、43ページです。

「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」でございますが、スポーツ基本法第32条第1
項の規定により、別紙の者を松戸市スポーツ推進委員に委嘱するものでございます。

提案理由といたしましては、現在の松戸市スポーツ推進委員の任期がこの3月31日で満了
するに伴いまして、新委員を委嘱させていただくためでございます。

次の44ページから47ページに新たに委嘱する予定のスポーツ推進委員さんの一覧を載せて
ございますが、44ページの1番、本庁地区、それから、47ページ、107番、新松戸地区まで
12地区で、合計107名となっております。

これらの委員の選定に当たりましては、市政協力委員連合会の各地区長から推薦をいただ
いた方々となっております。

任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間でございます。

次の48ページに参考資料をつけさせていただいておりますが、地区別集計表でございます。各地区への推薦依頼人数につきましては、合計で123名をお願いしたところ、ご推薦いただいた人数は男性71名、女性36名で、合計107名でございます。現在のところ、依頼した人数より16名ほど不足しておりますが、依頼人数に達していない地区に対しましては引き続き推薦のお願いをしているところでございますので、追加の推薦がございましたら随時、委嘱をさせていただきたいと考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

任期満了に伴うものということでございます。ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、質疑及び討論に入ります。

さて、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと教えてほしいんですけども、このスポーツ推進委員は100人以上の方がおられるんで、いろいろスポーツに関係しているのだらうと思いますが、主にどんなスポーツで、どういう人たちを対象にどういう活動をしているのかということをお教えいただくとありがたいんですが。特にこういう人たちがどういう活動をしておられるのかというのは、例えば、広報まつどとか何かに、たまに紹介されるのかどうかも含めて、私自身、余りよく知らないんで、その辺の広報活動も含めて、ちょっと教えていただければと思います。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の主な活動ということでよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 そうですね。

伊藤委員 活動実態です。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の主な活動は地域のスポーツの振興ということで、具体的にはスポーツ教室、例えば地域住民を対象に、小学校とか公園等で開催、グラウンド・ゴルフとかカローリング、ソフトバレー、そういった軽スポーツ関係の実技指導を行っていたり、あと、地区スポーツ・レクリエーション祭ということで、通常スポレク祭というふうな呼び方しておりますけれども、グラウンド・ゴルフを中心に年に1回か3回ぐらいを開催しておりますが、それらの行事の企画運営を行ったり、また、体育の日を中心に各地区で市民運

動会を行っているわけですが、その運動会の運営、また会場設営、準備運動の指導、大会の進行等を行ったりもしております。また、関係団体行事への協力ということで、地区社協とか、町会・自治会、子供会、老人会などの行事の運営協力等も行っております。地域活動のほかにも、県や市のスポーツ推進委員の各種大会、国や県の研修会、講習会等に参加をしております。

実際のスポーツでございますけれども、カローリング、グラウンド・ゴルフ、野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、テニスなど、幅広い種目となっております。

伊藤委員 全部で何種目ぐらいですか。

スポーツ課長 現在、新委員さんで挙げられている競技数でいきますと19競技です。

伊藤委員 じゃ、もう1点だけ、ちょっと。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 今のお話ですと非常にバラエティに富んでいるみたいですが、やっぱり小学校とか、小中、子供たちへの指導が多いのか、あるいはむしろシニアな人たちへの指導というのが中心でしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 基本的に市内各地区単位で選出していただいていますので、地域の行事への参加が中心となっております。

伊藤委員 じゃ、一概に小さい子供たちが中心、多いとか、その割とお年寄りの人たちへの何か指導が多いとかという、そういうことは言えないですか。

スポーツ課長 そうですね。一概には言えないかと思えます。

教育長職務代理者 地域性があるということを含めて、なかなか実働がわかりにくい。この間、七草マラソンのときにも皆さんお手伝いいただいていたのがスポーツ推進委員の方がかなり組織的に動員されてお手伝いされてきました。ああいう全市的なものもあるし、あるいは地区ごとのそういう運動会とか、グラウンド・ゴルフとかといったものもあるというようなことだろうと。

市場委員。

市場委員 今のお話と関連しますけれども、そうすると、活動そのものは各地区の何か合議みたいなことによって任されているというようなイメージでいいのか、それとも本当に各個人に任されているとか、その辺のことと、あとは、よくスポーツ推進委員の方、新しく推薦す

るために、この方はこういうものが得意ですよというような話が出るとは思いますけれども、何か話を聞いていると、スポーツの実技指導というよりは、いろんなイベントの企画みたいなことが大きいような印象を受けるんですけども、スポーツ実技が本当に必要なことなのかと、そうすると思ったりするんですけども、その辺の実態をもうちょっと詳しく教えてください。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 スポーツ推進委員につきましては、非常勤の公務員という扱いでございますが、それらを組織するためにスポーツ推進委員連絡協議会というのが組織されています。その連絡協議会の中で、年間の行事等を計画立てておりますので。

市場委員 それは全市的なものですか。

スポーツ課長 そうです。今回107名ですけども、その107名が連絡協議会に組織されますので、その連絡協議会の中で理事会、総会等で年間の行事を計画を立てて、実行しております。基本的には各地区単位でそれぞれスポーツ教室を開いたり、地区の行事に指導に当たったりということが中心かと思えます。

教育長職務代理者 全市的なイベントのお手伝いばかりではない、企画ばかりではないと、地区で独自の継続的な活動もしていらっしゃるかと。

松田委員。

松田委員 お願いします。

今までも、途中途中で、スポーツ推進委員の欠員補充というような形で委嘱審議が行われてきたわけです。そしてその際、例えば、年齢構成の問題ですとか、男性女性の人数の割合の問題ですとかが出てきました。そしてその都度、今回のことですが、任期満了に伴う委嘱が改めて行われるので、そのときに配慮しますというお答えをずっといただいてきました。今回、この人選に当たって、担当課から依頼を地区のほうにするときに、特に力を入れて、こういった方々を推薦くださいとか、そういったことがありましたら、お教えいただきたいと思えます。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 各市政協力委員連合会の地区長さんのほうに推薦の依頼をする際には、毎回そうなんですけれども、推進委員としての資質ということで、社会的信望のある方、またスポーツに関する深い関心と理解をお持ちの方、また知識と体力のある方、熱意のある方という形で推薦をお願いしているところでございますが、高年齢化のお話があるのかなと思えます

けれども、基本的には、お願いに上がる際に極力お若い方というお話はさせていただいてるところでございますが、それぞれ地域の実情で選出していただいた方を選任させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 お聞きしたかったのは、今回、特にお願いしたことは何ですかということなんです。今までのここでの議論を踏まえて。

教育長職務代理者 先ほどのできるだけお若い方をというのもあれですか、踏まえてのことで、おっしゃっていただいているという、先ほどのご答弁からだ、その部分かなと思うんです。そのほかは特にこういう分野の方をと、そういった投げかけがあったわけではないでしょうか。

スポーツ課長。

スポーツ課長 特に先ほどご説明した内容以外に、選任に当たっての基準、規定というのはございませんので、何歳以下であるとか、男女の割合とか、そういう規定は特にございませんが、希望としてなるべく若い方ということで、お伝えはしてございます。

教育長職務代理者 もう20期以上の方が四、五名いらっしゃるようにお見受けします。ということは、これ40年ということですよ。本当にご尽力いただいているけれども、なかなか地区ごとの事情というのもありそうですが。

武田委員、何かありますか。

武田委員 本当に今、山田委員がおっしゃったように、10期超えている方が3分の1近いのにちょっと驚いているんですが、松田委員もおっしゃったように、以前にもやはり同じような話が出ていて、努力されてもなかなか難しい実情というのはこの欠員からも想像できるので、何を申し上げていいのかというのは考えが及ばないんですが、やはり長年に渡って引き受けていただいていることに関しては本当にありがたいと思って、決して年齢が高いからとて不適合ではないと思いますし、それにそったことをきちんと内容としてやっていただければ、別段、高齢も何ら問題はないかと私は思うんですが、ただ、入れかえとか、新規の方については、やっぱりちょっと積極的に考えていかないと、この先のことがちょっと危惧されるなということだけは毎回思うところですね。

教育長職務代理者 そのほか。

松田委員のご質問も含めて、地域でのスポーツを支える行政のあり方としてどちらに進むのか、今、本当に地区にお願いをして人員を出していただいているということであり、それ

が今一番、地域において、継続をする力にもなっていて、一概にこれを否定するものではない、だけれども、このままそういう形でお願いをして出していただくという延長線にどういう姿が見えるかというところに、何らか教育委員会として、スポーツ課として、何か方向性として、何か少し投げかけを考えて、姿を考えていかなくちゃならないのかなというようなところが今ほどのご質問とご意見の中にあったような気がします。これは以前から言われている、簡単なことではないし、人が、供給していただいている地区の仕組みは、ここに至るまでが多分大変だったと思うんです。これやめちゃうと、これまたもう二度とできないんじゃないかということもありますので、こういう地域の方の善意とご尽力をよい形にするにも、何か青写真を描きたいなということがご意見の端々かなと思います。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 すみません、途中で。最後にもう1点だけ。

今回120人近い人たちの推薦をお願いされたわけですが、担当課として、このスポーツ推進委員のこの制度そのものについて、現状で何かこういうふうにしたいという希望とか、あるいは現状で、何か問題点があるのかとか、何かそういう改善点も含めて、いろいろ担当課で実際にこういう人たちの活動をサポートしたり、実際に掌握されている立場から見て、どう思うように考えておられるかというのをちょっとあればお聞きしたいんですけども。

教育長職務代理者 そうですね。まとまった意見じゃなくても、どういう議論がされているかというようなことでもよろしいのかなと思いますが。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 先ほど申し上げましたけれども、それぞれスポーツ委員さんは、スポーツ推進委員連絡協議会という組織をつくって、そこで毎月理事会を開催しながらいろいろ検討しておりますので、そういった中で、問題点等があれば話し合っ進めておりますので、その事務局を私どももやっていますので、推進委員さんと一体となって改善できるものは改善する方向で、毎月、会議を開いておりますので、特に今現在何が問題かというところはありません。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 何となくそういうご答弁はわかるんですけども、じゃ、例えばこういうところはこの一、二年の間によくなって、こういうふうに改善されたとか、何かもう少しちょっと具体的な例をお聞きしたいんですけども、何かありませんか。

教育長職務代理者 その自主的な理事会の中で出てきている意見で、こうしてほしいとか、あるいはこうしたとかといったご報告を聞いたかどうか、事務局としてですね。なければならない

ということでしょうし、どうでしょうか。少し、自主的、自主性を重んじている部分もある
というようなことをおっしゃりたいのかなという感じもしますので、そこはスポーツ課がど
こまで指導するかというお話にも絡むのか、そこら辺の雰囲気がわかれば、また意見の。

伊藤委員 例えば今までこんなことをやっていたんだけど、皆さんの話し合いでここをこ
ういうふうに改善して、こういうことを今回からやり始めたとか、何かそういう具体的な例
があると、何か頭に入るんですけれども。何か非常に抽象的でわかりにくいので。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 今、話題というんですか、なっていますロコモティブシンドロームであります
とか、そういった状況に応じて研修会を開いたりとかということで、その時々の問題とか話
題にあるものを取り上げて、健康体操でありますとか、そういう定期的に研修会等は開いて
進めておるところでございます。

教育長職務代理者 今、実態としてそういうことであるということで、希望が出た研修会等
については開きながらやっていると。ですから、変える必要があるとか、変わらなければなら
ないということではないという認識で、現場で頑張っていただいているということとお聞き
取りをすればいいのかなというふうに思います。その中で、いろんな点で新しいそういった
研修会等も開いていらっしゃるということです。

じゃ、ここから先は意見交換として、伊藤委員のほうでは、やはり何らかそういうような
投げかけとかあれを、市教委としては少し次の世代に向けてやっていったほうがいいん
じゃないかなというご意見ですかね。

伊藤委員 それもありますね。ですから、ちょっと具体的にどういう活動をこれまでやって
いて、何が問題で、これを行政のほうからお願いして、ここをこういうふうに改善されたとか、
あるいは逆にみなさんのほうからこういう声があって、今までこうやっていたのをこういう
ふうに変えたんですよとか、何かそういう具体例をお聞きできればと思ったんですけれども。

教育長職務代理者 変化をした点は何かという、その変化は余りそういう意味ではなく、みん
ながバトンタッチしながら担っていつているというのが地域の実情なんだろう、恐らく。
ですので、それだけに、スポーツ推進委員の未来像といったものについてどこかで議論がさ
れるといいのかなというのが、松田委員からもあったご意見かなと思います。

ここにつきましては、スポーツ課が所管でありますので、こういうご意見が出たというこ
とはお持ちかえりいただいて、また課内でご検討の材料にさせていただくということかなと思
います。これは何回か出た意見ではあるかもしれませんが。

もう一言、はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 その事業につきましては、こういった総会で資料であるんですけども、これをちょっと読み上げるとかなりボリュームありますけれども、先ほど言ったスポーツ教室がありますとかも、総人数でかなり5,000以上でありますとか、かなりそれぞれの事業で参加人数もありますので、ちょっとこれを挙げるとかなり細かいんで、後ほど必要であれば、お渡しいたしますけれども、このそれぞれ年間の事業計画に基づいてそれぞれ各地区、もしくは市全体で事業を執行しているところでございます。

教育長職務代理者 生涯学習部長、お願いいたします。

生涯学習部長 今の伊藤委員のご質問等につきましては、こちらのほうも持ち帰らせていただいて、またそういう連絡協議会等あるたびごとにお話をさせていただこうと思っております。また、今、松戸市のほうもスポーツに関心が多い方たちが非常に多くございます。本当に小さいお子様からお年を召した方までいろいろな方たちにスポーツのほうに皆さん、ご参加をいただいておりますので、そういったご意見も大変貴重なご意見といたしまして、持ち帰らせていただいて反映をさせていただこうというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

教育長職務代理者 役割として市教委が、あるいは市が何ができるのかというあたり、是非また今後深めていきたいと思えます。

この間の七草マラソンで、海外の選手が来られて国際交流協会。ああいうときなんかはやっぱりお手伝いの方も非常に興味を持って、いつもの七草と違う目で、機会に接しられておられましたし、やっぱりコラボレーションできる場所というのが今後あると思えますので、いろんな機会を有効に活用して、また、スポーツ推進委員の方のモチベーションの上がるようなことも工夫していかなければならないかなというふうに思います。

教育長。

教育長 いろいろご意見ありがとうございます。

いつも同じような質問をいただいて本当に恐縮しています。一方で、やっぱり国、このシステムのあり方そのものが、いろんな現状を生んでいるという、システム全体が動きづらくなっているという表現は悪いのですが、でも違う言い方をすると、例えば地域の行事もあの方たちが中心になっているから開けるといいうところもあります。ですから、なぜこの年齢になっているとか、若者たちをどうやって入れるかという提案をする必要があります。システムそのものを変えなきゃいけないとかっていう議論のほうが多分、強くなってくると思い

ます。では、システムをどこから手を入れたら変えられるかという、とても大きい問題になってきて、地域スポーツ全体の見直し方とか、あるいは体育協会絡みとかというふうに本当に大きい課題になりかねないという状況を含んでいるというのが正直なところです。とはいえ、今、出た意見の方向性も探りながら、私たちとしては、恐らく時間はすごくかかる課題だと思います。その辺を踏まえて、スポーツ課中心に何とか、取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、大体議論も出尽くしたかと思います。

これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

議案第54号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第55号

教育長職務代理者 次に、議案第55号に移らせていただきます。

議案第55号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長、お願いします。

教育企画課長 それでは、議案第55号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

先月の教育委員会会議におきまして、平成28年度の教育施策基本方針をご了承いただいたところでございますが、その中の方針に、子供たちが個性や能力を伸ばすことのできる教育を進めていきますのうちの、重点の4、将来を見据えた松戸の教育の創造というところがございましたが、その主な事業といたしまして、教育改革推進のための(仮称)教育改革推進室の設置というのが挙げられていたかと存じます。これを受けまして、今般、平成28年度の組織改正といたしまして、教育改革室を新設するものでございます。

53ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

右側でございますが、第3条の改正案のとおり、教育改革室は、教育企画課に係相当の組織として設置する予定でございます。また別表に教育改革室の事務分掌といたしまして、教育行政の諸課題に対応した施策の検討、企画調整等に関することを定めるものでございます。

なお、教育改革室の人員配置でございますけれども、教員籍の職員2名と事務職員1名の3名を予定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第55については、ご説明のとおりでございます。

質疑及び討論に入ります。

さて、いかがでしょうか。

松田委員、お願いします。

松田委員 仕事の内容のところ、教育行政の諸課題に対応したという文言がありますが、この諸というのはどの辺までを指すのか気になっております。といたしますのは、この文言をそのまま見ると、全ての窓口になっていくような印象を受けます。けれども、決してそういうことではないだろうと思うのですが、どうお考えでしょうか。

教育長職務代理者 企画課長、お願いします。

教育企画課長 松田委員、おっしゃるとおり、確かに教育行政の諸課題に対応した施策の検討ということですが、何でもかんでもやるのかと、全てやるのかということかと問われれば、確かに全てやることはできませんので、できません。

具体的に、今、想定していることといたしましては、これは3月定例会の本会議の初日に教育長が施政方針でも申し上げましたが、例えばですけれども、幼保小中高、つまり幼稚園、保育所から、高校までの連携や一貫教育のあり方、それから松戸独自のコミュニティ・スクールの推進、それとか、フリースクールや公立夜間中学などの多様な教育機会の確保といったものに対する検討というのを今のところ想定しているところでございます。

確かに、諸課題ということで広がります。全てやり切れるということではありませんけれども、ただ、やっぱりこれからいろんな課題がある中で、余りこれしかやらないという限定的にも捉えたくはないとは思っています。ただ、何分、3名の組織でスタートいたしますので、その中でやれることをやっていこうという、そんな意味合いです。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 市民目線でいくと、教育に関して何か相談事なり意見があるといった場合には、全てここが窓口になるような気がするんですね。それに対して、責任ある対応をとれるかとい

うと、決してそうではないだろうと思います。ですから、この諸というのをとって、教育行政課題に対応したという文言ではまずいのか、どうでしょうか。

教育長職務代理者 そうすると、ここの職務分掌上の文言についてのご意見。

企課課長、いかがですか。

教育企画課長 私どもの捉え方としては、確かに教育行政の諸課題というのは、あくまで行政上の諸課題という意味合いでございまして、確かに親御さんなりのいろんな教育上の相談事というのも当然、ある意味、諸課題は諸課題なんでしょうけれども、ここで言う事務分掌としての諸課題というのは、行政組織としての諸課題、教育行政を所管する、松戸市教育委員会としての諸課題というふうに位置づけておりますので、特に相談業務については想定はしておりません。

ただ、当然、教育企画課というのは、例えば、この問題はどこに問い合わせればいいんだろうかというふうな部分のいろんな問い合わせ等がありますので、そこら辺についてはきちんと私どもは交通整理をして、私どもで対応できないものはきちんと交通整理して、適当な部署につなげていくということはしていきたいというふうには思っております。

教育長職務代理者 そうすると、今のご質問の中の教育改革室は、いわゆる個別の問題についてということよりも、個別のそういうご相談等については対応しないということによろしいわけですね。

教育企画課長 はい、そのとおりでございます。

教育長職務代理者 というところで、少しそこを整理した上でいかがですか。よろしいですか。

松田委員 そういうことであれば、市民にわかるように説明をいただきたいなと思います。何かこの文章から見ると、言葉は悪いですが、屋上屋のようなニュアンスが見えてきて、また何か新しいことを同じような組織をつくってやるのかと見えなくもありません。その辺をきちんと説明をいただければありがたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 なるほど。そうすると、今までこの部分というのは、じゃ、誰がやってきたのかということで、ご質問をちょっと変えるといかがでしょうか。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 どうしても事務の事務分掌というのは、ある程度、ちょっと抽象的な表現にならざるを得ないので、そういうご指摘もあろうかと思いますが、基本は教育行政の諸課題に対応した施策の検討、企画、立案、調整ということになりますので、具体例は幾つか申し上

げましたが、そういうことについて組織横断的に対応する組織を設けるということでございます。

これまではということなんですけれども、これまではというか、平成25年度に組織改正をいたしまして、松戸市全体として本部制が廃止され、企画管理室というのがなくなりました。そういう形で教育委員会も2つの部に分かれたんですけれども、それをつなげる組織として、のがなかなかうまく、教育企画課がその役割を担っていたんですけれども、十分に機能していけなかったという反省もあります。特に今挙げた、ただいま具体的に想定している検討事項ということで挙げましたが、今の教育行政の諸課題というのは生涯学習部だけ、学校教育部だけで対応できるものというのはなかなかございませんし、ましてや、市長部局ともきちんと連携を図っていかなきゃいけないという中で、やはりその窓口といいますか、それぞれいろんな関係する部署の間に立ってきちんと調整できる機能を持たせたいというのが私どもの狙いでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そうすると、教育企画課を中心に各課で担ってきた、検討してきたことを、ここに横断的な組織をつくったということのご説明だったように思います。

さて、いかがでしょうか。

市場委員、どうぞ。

市場委員 松田先生と同じように、多分、今までここに書いている文言のことは恐らく企画課がやっていたんだろうなと想像して、それで、新しくこういうのをつくって、具体的にさっき、幼保一体とか、コミュニティ・スクールとかというのがあったので、なるほどなというふうには、多分、そういうことを本当に具体的、多分、ここ数年で起こるだろうと予想される課題をまずは対応する、専門的に対応する部署なんだろうなという想像と理解をしましたということです。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 教育改革室というのは、室長という方がおられて、ただ、その室長は、教育企画課長の指揮下にあるというふうに理解してよろしいわけですか。

教育長職務代理者 企画課長。

教育企画課長 はい、そのとおりでございます。室ですので室長は設けます。それで、先ほど

申しましたように、教員籍の職員2名、事務職員1名の3名ですが、教員籍の職員がもし、これちょっとこれからの人事異動の絡みもありますけれども、室長という形で課長補佐相当職が入ってもらえる、課長補佐相当職で室長というふうに考えています。

伊藤委員 じゃ、おっしゃられた3名というのは、兼任ではなくて、全くこの室の実員としてと理解してよろしいでしょうか。

教育企画課長 はい、兼任ではなく、専任職員を3名配属いたします。

教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

という背景、何らかの背景があってこういう形になってきたものと思います。

また動き出したらいろいろと議論の中で、大変重要な長期的な、中期的な課題もたくさんあると思いますので、お世話になるとは思いますが、よろしいですか。

教育長、何かコメントいただけますか。

教育長 今のご意見と申しますか、質問を聞いて、聞いて、ああ、なるほどなと思えました。実は教育企画課になった段階で、この課の位置づけというものは教育委員会内ではすごく曖昧になっていた部分があります。教育委員の皆さんは、こうやって毎月議論されているから、企画課が調整とか、信号機の役割をもうちゃんとやっているなどというのはおわかりいただいていたわけですがけれども、実際は、教育課のルーティンの中にそういう文言というのは余りなくて、それを明確にしたという意味合いもあります。

その辺を明確に出して、その中でより方向づけと申しますか、どの課がどういう仕事を、例えばコミュニティ・スクールなら、コミュニティ・スクールに関して、どの課がどういう仕事をやらなきゃいけないという部分をきちんと道筋をつくる部屋とか担当というふうに思っていたら、これまでとのつながりがおわかりいただけるかなというふうに思います。

よろしく申し上げます。

教育長職務代理人 ほか、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、議案第55号を採決いたします。

議案第55号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より報告は何か。特にはなし。

何か委員の中からご報告。

幼児教育、家庭教育のパンフレットというものができましたので。

そのほかは。研修は先月やったんでしたっけ。ご準備いただいていますか。

伊藤委員 はい。

教育長職務代理者 5分。

伊藤委員 3分でもいいですか。

教育長職務代理者 はい、3分ぐらいでそれでは。その後ちょっとこれのご報告をまたいただきますので。

それでは伊藤委員から、恐縮です。この冬の間の研修について。佐倉の件ですかね。

伊藤委員 佐倉だけでいいですか。

教育長職務代理者 佐倉にしますか。それとも文科省。

伊藤委員 文科省も私。

教育長職務代理者 じゃ、文科省からいきましょう。

文科省の研修、これは1月に行われた部分です。4名ご出席でした。

伊藤委員 まず、1月13日に行かせていただいた研修の小中一貫教育についての分科会です。

なぜ今それが求められているのかということで、文科省のまさしく小中一貫を担当している担当の人からかなりの確かつ簡潔な説明がありました。

それで、現在の取り組み状況は全国で1,130件あって、その評価としては、全体として87%がそれなりの成果が認められているという高い評価で、小中連携、一貫が求められる背景、これは先般、松田先生のほうから説明があったのとほとんど変わりません。子供たちの発達が非常に早期化してきているということで、これまでの小中の分け方ではいろんな問題が起こってきていると、それが典型的にあらわれているのが、中1ギャップの対応であるということで、このとおりでございます。

あと、社会性の育成機能はかなり低下しているので、それを強化しなくてはならない。それは三世代世帯数が減少したり、ひとり親の世帯がふえていること、共働き世帯が増加とい

うことで、いろいろな社会をとのかかわり合いが以前に比べて非常に少なくなってきたということが原因です。それにこれらを学校単位で単体でやることには限界があるという、いろんな背景が説明がありました。

それで、小中連携の一貫教育の典型的な取り組みということで、いろんな取り組みが考えられますが、学年段階の区切りを見直したほうがいいんじゃないかということで、中1ギャップを緩和するために移行期間を設けるということで、中学校的な指導を小学校の主に5、6年生に段階的に取り入れたり、あるいは人間関係が急激に変化するのを緩和するいろんな取り組み、小学校の高学年と中学生1年生の合同行事であるとか、小学校高学年の先生が引き続き中1も担当するとか、そういった連携する取り組みが実際に行われているということです。あるいは異学年交流、これは4年生と9年生、6年生と9年生といったような、ちょうど間を幾つか挟んだような学年交流をやったりして、お互いの意思の疎通をよくするようにしようと、また、教職員の相互の交流というか、こういういろんな取り組みが完全な小中一貫学校ができなくても、今のままでもやれるということで、いろんな取り組みが行われているし、やっぱりこういうことをぜひやっていただきたいということでした。私の受けとめ方としては、松戸市のほうもある意味これに近いような形で、現在、特にモデル校として一部の学校で進められようとして、方向としてはいいのではないかなというふうに感じました。

次に、2番目の、これは佐倉で1月27日に行われた研修ですけれども、これはいじめ問題に対応するものだったんですけれども、その講師が元裁判官で、現在は大学の教授ということで、若干法律的な側面を中心に話がありました。

最初の学校、児童等を取り巻く環境の変化というのは、これは特に前段として話があっただけなんですけれども、ちょっと興味深かったのは、貧困率がOECDの中でも日本は下から4番目であるとか、あと大学進学率もOECDの平均以下であるという指摘がありまして、これらは私の実感としては、少し認識とはずれていたんでおもしろいなと思いました。

まず、いじめの定義はこれは皆様ご存じのとおり、平成26年に法律ができて、いじめ防止対策推進法の中による定義では3つのキーワードがあって、一定の人間関係があること、それから心理的、また物理的な影響、心身の苦痛という、そのいじめの定義の中に含まれている3つのキーワード、それを理解してほしいということでした。

それから、学校と児童との法律関係なんですけれども、学校に行っている児童、学校との関係でいうと、これはもう学校側の公権力の行使に当たるということで、最高裁の判例は、

一部を除いて幅広く学校側の公権力の行使というのを広く容認している、そういう傾向がありますということです。学校側の、学校側というか、先生、学校両方ですけれども、児童等に対する安全配慮義務があるわけですね。安全配慮義務というのは、教師は学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険から、児童などを保護するという義務を負っているということです。それを怠った過失としては結果予見義務違反というのがあるということです。結果予見可能性の判断基準としては、教師が子供たちの中での暴力事件等を現認していた場合であるとか、実際、見て知っていたという場合であるとか、あるいは、被害者などからいじめの申告があった場合であるとか、被害者の不審な態度があった場合等については、その結果を予見する義務があるというふうに思われる、考えられるということです。したがって、それに対する対策としては、組織としての対応が問われるので、早く学校内でほかの先生、あるいは教頭、校長先生に相談をすることなどが大事であるとか、特に具体的には、いや、あれはじゃれあっていたんだと思いましたといったような抗弁は認められない可能性が大きいということでした。それから、あと、不登校というのは、もうこれはいじめが理由だというふうに思ったほうがいいということです。

結果を予見する義務のほかに、結果を回避する義務があるということで、その義務違反に問われることもありますということでした。従って、加害児童等や被害児童等に対して継続的に行動を観察して、適宜指導していくということも求められますということです。義務違反の因果関係としては、教師の過失と損害との間に相当因果関係があることが当然ながら必要であり、また、親などの落ち度がある場合は相殺されるということで、損害賠償請求を受けた場合、一定額が減額されることがありますということです。

これまで裁判所等で判例があるんですけども、学校側の過失をどう認定したかということでは、予防面では学校側で事前のいろんなマニュアルをつくるか、研修を行っているというような対策がとられていることが一つの点として重要であるということでした。それから発見ということでは、いじめを察知できるように先生が児童等とうまくコミュニケーションできているのかとか、児童等の言動のきめ細かい観察が行われているのかということが大事であると、それから対処としては、報告・連絡・相談のいわゆる「ホウレンソウ」といいますけれども、それが必要、必須であると、特に先生の、何かその先生は、講師の方は、特に若い先生方に多いとおっしゃっていましたが、自分の評価が下がるのを恐れて上の人に相談しなかったというようなことがよくあるので、もうとにかく相談をすることが大事であるということでした。それからその自分のクラスの児童でも、ほかのクラスの先

生とか、あるいはクラブで活動していることもあるので、クラブ顧問の先生を含めたそういう組織的な対応が必要である、だから継続的に観察していくというようなフォローアップといったようなこととか、どういう改善措置をとったとか、組織的な見直しを行ったということは、必ず被害児童の親に伝達をするということは非常に大事であるというようなお話がありました。

最後に、裁判所は学校側の注意義務を非常に厳しく見る傾向にあるので、こういったような特に学校のいじめというような問題については、先生方も十分注意してほしいということでした。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

まとめていただきましたので、また、ご質問等あれば、改めて。

それと、あともう1つ、今報告として、私も出席させていただいたんですが、この幼児教育のパンフレットができたということで、川島隆太先生の講演会が2月27日にありまして、聞いてまいりました。

話が上手で、大変おもしろいので、そういった意味でも聞かせる先生でございまして、内容については、ごく当たり前のことではあるんでしょうけれども、脳科学的にというか、科学的なアプローチから、教育論じゃなくて、アプローチからもう証明されているんだ、あるいは証明されつつあるんだということで、睡眠の大切さ、それから朝御飯の大切さ、また、テレビとスマホの影響、1日のうちのテレビ、スマホの時間は1時間以内にしなさいというようなことを非常に整然と楽しくお話をされました。集まった方も教育関係者の方が多数いらっしゃいましたけれども、一般のお母様もいらっしゃったというふうなことで、今後、またこの幼児教育については、松戸市のほうで展開していく基本となるパンフレットであろうということでございます。

パンフレットについては、教育長、何か補足は。

生涯学習部長。

生涯学習部長 今、今回2月27日につくらせていただいたパンフレットでございまして、今後、これにつきましては、保育所、それから小学校、それから幼稚園等に配布をさせていただきます。また、DVD化も今、今回の予算のご審議をいただいているところでございますので、こちらにつきましては、子ども部と一緒に市庁部局とあわせて、一緒にこの事業の展開を進めさせていただこうと思っております。

こちらにつきましては、川島先生の本当に貴重なご講演をいただきまして、多くの皆様から大変ご好評をいただいたものでございます。これについては、本当に先ほど申し上げましたように、28年度も引き続きこちらのほうのパンフレットを含めて、幼児教育の推進に、子ども部とあわせて一緒に進めさせていただこうというふうに思っておりますので、今後とも教育委員の皆様もお力添え、また頂戴したいと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。

今も伊藤誠委員からの最初の説明にあったように例えば、子供の貧困とかというものが、松戸市に住んでいると余り危機感というのがない方も多くいらっしゃるんだと思いますが、現状としては、松戸市は危機感を持たなければいけない状況です。なので、幼児教育や家庭教育の部分に切り込んでいかないと、要するに義務教育の段階ではもう遅いという状況なので、去年から、26年度からとにかく準備をしようよということで、やっと本年度このパンフレットができ上がりました。

生涯学習推進課の説明だと、全国の自治体では初めてと言っていました。こういうパンフレットをつくる、幼児教育に切り込んでいく、もう1つ、来年度は、産婦人科の方々に協力していただいて、母子手帳と一緒にこれを配る、部長から説明のあったDVDは、できましたらというか、並行して、小学校には家庭教育学級、そして幼稚園、保育園にもそのDVDを使って、担当課が講習などを行ってどんどんこの考え方というのを皆さんにわかってもらって、教育の部分の底上げをしたいといいますが、基礎をこれで固めていきたいなという、そういう思いが詰まっているものです。ということで、よろしくお願いします。

教育長職務代理者 私がたまたま聞けたからなんですすごい売り込んでいますけれども、今、これ、私、家庭教育大事大事だって、何年も言い続けてきて、自分の家庭を差しおいて言っているんですけれども、僕はもっと道徳的なことを家庭教育でやるのかなど、挨拶をちゃんとやりましょうとか、朝早く起きましょうとかいうことを、そういうようなルールづくりをみんなで共通項としてやるようなイメージでいたんですけれども、これは非常に合理的で、科学的で、そのアプローチが将来の学力とか、ひいては将来の収入にまで影響するだということを論理的に整理されております。説得力という意味では、もう全く違う次元のものが出て、こういったことを経済の程度はどうであれ、みんなでやっぱり気をつけるというようなことに非常に力点が置かれたというのは画期的なことだろうと、これは全市で取り組むということも情報提供するというのも、画期的だろうというふうに思っております。

ぜひ、推移を見守りたいなと思います。

市場先生、何かご意見ありませんか。

市場委員 いや、特に。さっき教育長、言ったように、やっぱり貧困の問題というのはかなり大きくかかわっているなという気はして、そこはこの教育委員会だけで何とかなる話でもないし、それこそ総合教育会議で、話、意見交換はとにかくしたい問題だなという気はしております。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

以上、追加でお話をいただきました。

そのほか、何かご報告ありますか。

武田委員。

武田委員 お手元に配られているシンポジウムの報告書があると思うんですけども、今年の11月に行われた、開いていただきましたシンポジウムのようにその記録ということで、つくっていただきました。委員さん初め、各所にご報告というものをつくらせていただきました。

内容はもうそのときのままなんですけれども、いま一度これをもって関心を持っていただくということと、あと取り組みが随分、デジタル美術館であるとか、21世紀の森とホールの個展であるとか、きちんと遂行されているものも多いので、そういったものを見守りつつ、どうしていったら具体案がもう少し遂行できるのかということをお委員さん方もご意見いただければ嬉しいと思っております。一つの機会として読んでいただければと思います。

以上です。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

本当に全体の記録ということで、これお金をかけていない感じが。

武田委員 そうなんです。

教育長職務代理人 ご努力を感じる。

本当に美術に関しては、機会がまたあると思いますので、ぜひ、ご一読をということで。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で終わりますして、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 ありがとうございます。

これで、本年度の定例会議は最後になりますけれども、終わることになります。

本年度は新しい教育委員会システムが初めて、総合教育会議で何度も何度も、本年度は教

育大綱を議論していただいただけで終わってしまったんですけれども、27年度はいずれにしましても、いろんな試行錯誤の年、私たちとしてはいろんな新しいシステムを試してみながら、皆さんの反応を見ながら、次をどうつくろうかなという、そういう年になったような気がします。いずれにしましても、これまでにはない方向性とか内容での議論は多かったので、いろいろ助けていただいてありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、来年度になるんですけれども、事務局のほうでお願いします。

教育企画課長 それでは、平成28年4月定例会の日程でございますが、平成28年4月7日木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成28年4月定例教育委員会会議は、平成28年4月7日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成28年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時9分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員